

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、山形県知事及び山形県教育長から平成29年1月27日、同年2月14日及び同年3月24日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成29年6月27日

山形県監査委員 伊 藤 重 成  
 山形県監査委員 鈴 木 孝  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
酒田西高等学校	契約の締結が適切でないものがある。	契約事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに複数職員による事務のチェック体制を強化する等内部牽制が有効に機能するよう改善した。
鶴岡南高等学校	契約の締結が適切でないものがある。	契約事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに複数職員による事務のチェック体制を強化する等内部牽制が有効に機能するよう改善した。
新庄養護学校	契約の締結が適切でないものがある。	契約事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに複数職員による事務のチェック体制を強化する等内部牽制が有効に機能するよう改善した。
消防学校	支出事務が適切でないものがある。	委託契約の支出事務については、検査完了の日から請求書受理が遅延しないように契約状況一覧表を作成し、定期的(月2回)に管理監督職員(総務課長)が請求書受理・支払状況を確認することとした。
最上教育事務所	前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。	支出事務の執行に当たっては、業務の進行管理を行うとともに複数職員で支払状況及び支払予定のチェックを定期的に行い、支払が遅延しないよう業務体制を改善した。

東桜学館高等学校	支出事務が適切でないものがある。	支出事務の執行に当たっては、管理監督職員が進捗状況を把握し、指導監督するとともに、担当者間での業務の平準化に努め、支払が遅延しないよう業務体制の改善を図った。
置賜農業高等学校	公金等の管理事務が適正に処理されていないものがある。	<p>学校徴収金について、生徒に返金すべき徴収金及び業者への未払金について支払を行うとともに、新たに置賜農業高等学校公金管理方針を策定し、現金を極力取り扱わないこと、領収書等の支出証拠書類の整備などを徹底し、管理職による点検を定期的実施するなど改善を図った。</p> <p>また、教育委員会としても事案の重要性を考慮して、山形県教職員法令遵守委員会を平成29年1月30日に立ち上げ、同委員会に設けた学校関係者により構成する公金等の適正な管理に係る特別部会及び同部会のワーキンググループにおいて再発防止策について協議を行っている。</p>
上山明新館高等学校	支出事務が適切でないものがある。	支出事務の執行に当たっては、関係規定への理解を深めるとともに、管理監督職員が進捗状況を把握し、支払が遅延しないよう業務体制の改善を図った。
山形北高等学校	前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。	支出事務の執行に当たっては、担当者間での業務の平準化に努め、支払が遅延しないよう業務体制の改善を図った。
山形南高等学校	収入の調定が適切でないものがある。	収入調定事務の執行に当たっては、関係者間での情報共有を行い、状況等を十分に確認することにより、適切な事務処理が行われるよう業務体制の改善を図った。